

通信分野などの企業・団体と連携し、子供のインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者・教職員や子供を対象とした啓発講座を全国規模で行う「e-ネットキャラバン」の活動を全国で実施している。また、インターネットリテラシー指標に関する開発、実施を通じた全国的な啓発活動を行っている。

法務省の人権擁護機関では、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、講演会開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。その一環として、「インターネットと人権」をテーマとした啓発教材を作成し、全国の高校1年生に配布するなどし、各種啓発活動で活用している。また、これまで作成した小・中・高校生や保護者向けの啓発教材を活用したり、ブログサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）サイトに、人権に関する正しい理解を深めることや相談先や救済手続を案内することを目的としたインターネット広告を掲載したりした。

文部科学省は、保護者や学校関係者、地方公共団体、事業者の効果的な取組を推進するため、「ネット安全安心全国推進フォーラム」を開催している。平成28（2016）年3月に開催し、「スマホ時代の今だから～私たちはどう対応すべきか～」をテーマに、事例発表やパネルディスカッションを行い、これからインターネット社会に向き合い、共に生きていく子供のために大人として何をすべきなのか、青少年を取り巻く現状や取組の紹介などを通じて、考える機会を提供した。

第4-21図 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム



（出典）内閣府資料

（5）関係業界の自主的な取組の促進（内閣府、警察庁、総務省）

メディアが提供する情報には、有用なものも多い反面、特に性・暴力表現に関する情報などは子供に悪影響を及ぼす場合があるとの指摘もあるなど懸念される状況にある。子供を取り巻く有害情報対策には、まず、関係業界自身が自主的な取組を図ることが大切であり、マスコミを始め関係業界では自主的な取組が行われている（第4-22表）。

利用者・産業界・教育関係者などが相互に連携するために民間企業・各種団体・PTA等によって設立された安心ネットづくり促進協議会²⁷では、広く国民一般を対象としたリテラシー向上の推進に取り組んでおり、インターネットや様々なメディアを活用し、リテラシー向上やフィルタリングの普及などの活動を全国各地で実施している。

警察は、青少年保護育成条例により青少年への販売などが規制されている有害図書類について、条例違反行為の取締りを行っている。

27 <http://good-net.jp/>

第4-22表 関係業界などによる有害情報対策や青少年保護の自主的取組

関係業界	内容
マスコミ全般	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞、放送、出版、映画、広告及びレコードの各業界によりマスコミ倫理懇談会全国協議会が設置され、マスコミと青少年とのかかわり方に関する研究協議等を実施。
出版	<ul style="list-style-type: none"> ○出版倫理協議会が、有害出版物の取扱いについて独自の自主規制措置を実施（同協議会に加入している4団体もそれぞれの倫理綱領を定めている）。 ○出版倫理懇談会（成人娯楽雑誌等を発行する26社により組織）が、青少年の保護育成を勘案した自主規制の編集倫理綱領を定め活動。 ○露骨な性描写を内容とした成人向けコミック誌、単行本等の出版物について、販売店における区分陳列の実施。 ○成人向け雑誌マーク、出版ゾーニングマークの表示。 ○成人コーナーの設置。 ○対面販売の実施。 ○販売店における区分けを可能にするために、2か所小口シール留め実施（グレーゾーン誌）。 ○出版ゾーニング委員会が、構成団体の加盟社発行の出版物のなかで区分陳列が必要なものについて、出版ゾーニングマークの表示要請を実施。 ○（一社）日本雑誌協会の編集倫理委員会に、倫理専門委員会を設け、毎月2回、協会加盟誌の通覧作業を実施。
映画・ビデオ・コンピュータソフト等	<ul style="list-style-type: none"> ○映画倫理活動の自主規制機関として映画倫理委員会を設置し、「映画倫理綱領」に基づき主に劇場で公開される映画の審査を実施。青少年への影響に配慮し、年齢層別に4つの区分、「R18+」（18歳未満観覧禁止）、「R15+」（15歳未満観覧禁止）、「PG12」（12歳未満の年少者の観覧には親又は保護者の助言・指導が必要）、「G」（誰でも観覧可）に分類。 ○ビデオソフト倫理活動のため、（一社）日本コンテンツ審査センター（業界の第三者的自主規制審査機関として組織）において、「映像ソフト倫理規程」を設け、独自の審査を実施。（成人指定（18歳未満への映示、貸出、販売禁止）、R-15（15歳未満への映示、貸出、販売禁止）の審査）また、審査規則により、自動販売機（貸出機）への収納を原則禁止。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・一般向けのオリジナルビデオや劇場未公開のビデオ関係についても、求めに応じ映画倫理委員会において審査を実施。 ・パーソナルコンピュータソフト関係では、（一社）コンピュータソフトウェア倫理機構が、業界の自主規制として年齢別レーティングを採用し、倫理規程を定め審査を実施。 ・ゲームセンター設置ゲーム機及び同ソフト関係では、（一社）日本アミューズメントマシン協会が業界自主基準に基づきゲーム機及びソフトの映像審査及びメダルゲーム機の検査を実施し、健全で適正なゲーム機器が設置されるように努力。 ・ゲームセンター施設関係では、（一社）全日本アミューズメント施設営業者協会連合会が、18歳未満の年少者の立ち入りについて風適法に定められた許可営業店における時間制限の徹底を図るとともに、青少年健全育成に寄与すべく店舗責任者を対象にした「青少年指導員養成講座」を全国防犯協会連合会共催で年2回実施。 ・家庭用ゲームソフト関係では、（一社）コンピュータエンターテインメント協会（CESA）が、業界の自主規制として年齢別レーティング制度の必要性の高まりに対応して、平成14年、有識者らと第三者審査機関としての特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）を設立。CEROは、今日まで10年以上にわたり、通算14,000件以上のタイトルを審査してきており、年齢別レーティングマークの表示率は、ほぼ100%。
放送	<ul style="list-style-type: none"> ○日本放送協会と（一社）日本民間放送連盟は、平成8年に「放送倫理基本綱領」を制定。同基本綱領において「放送は、いまや国民にとって最も身近なメディアであり、その社会的影響力はきわめて大きい。われわれは、このことを自覚し、放送が国民生活、とりわけ児童・青少年および家庭に与える影響を考慮して、新しい世代の育成に貢献するとともに、社会生活に役立つ情報と健全な娯楽を提供し、国民の生活を豊かにするようにつとめる」と規定。 ○日本放送協会は、「日本放送協会番組基準」の「国内番組基準」（昭和34年制定、平成10年改正）において青少年等に配慮した一般的基準を設置。具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ①青少年向け放送番組を積極的に編成する時間帯の設置 ②小学校5、6年生を対象とした「NHK放送体験クラブ」の実施や、メディアリテラシー関連番組の制作 ③青少年の見やすい番組を意識した編成の実施 ④番組情報の充実化 などの取組を実施。 ○（一社）日本民間放送連盟は、「日本民間放送連盟放送基準」（昭和26年制定、平成27年最終改正）において、「児童および青少年への配慮」、「家庭と社会」、「教育・教養の向上」、「表現上の配慮」、「暴力表現」、「犯罪表現」、「性表現」、「広告の取り扱い」などの章を設け、加盟各社の自主規制を促進。また、「児童向けコマーシャルに関する留意事項」、「アニメーション等の映像手法について」（NHKと共同で作成）、「個人向け無担保ローンCMの取り扱いについて」などで特に注意すべき事項を指標として提示。さらに、平成11年6月には『「青少年と放送」問題への対応について』を作成、会員各社に協力依頼。
放送	<p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「青少年に見てもらいたい番組」を各社が選定し、週3時間以上放送 ②児童および青少年にとりわけ配慮する時間帯として、17時から21時までを設定 ③メディアリテラシー活動の推進のため、民放各社の活動に対する助成事業を実施 ④番組情報の事前表示に関する考え方の取りまとめ <p>など。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「放送倫理・番組向上機構 [BPO]」（NHKと民放連が設置した放送界の第三者機関）内の「放送と青少年に関する委員会」（青少年委員会）は、BPOに寄せられた視聴者などからの放送と青少年に関する苦情・要望等を基に審議。必要に応じて審議結果を「見解」「提言」等としてまとめ、放送局に通知するとともに公表し、青少年関係機関にも配布。放送番組の自主的な改善・向上を促進。また、「中高生モニター制度」、「青少年と放送にかかわる調査」を継続実施。 ○（一社）衛星放送協会は、「放送基準」（平成11年1月制定、平成27年5月改定）において、児童及び青少年の人格形成に対する影響を考慮し、健全な精神を尊重させるよう配慮するとの条項を設置。 <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童向け番組には、児童の品性を損なったり、児童の心身に過度な影響を与えるような言葉や表現・内容がないように注意する。 ・武力や暴力を表現する場合には、児童及び青少年に対する影響がないよう考慮する。 ・法律で未成年者に禁じられている行為を正当化することのないようにする。 <p>併せて、「性、暴力等の表現を含む番組に係るガイドライン」（平成24年3月制定）や「広告放送のガイドライン2015」（平成27年2月改定）においても青少年保護条項を設置。</p> <p>また、専門委員会として倫理委員会を設け、青少年健全育成活動の推進にも注力。平成25年からは、将来に向け大きな夢を持ってもらい、職業人となる自覚を高めてもらうことを目的に、小学生を対象とした衛星放送の番組制作現場の体験イベントを年に1～2回実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成人番組倫理委員会（成人向け番組を提供するCS放送事業者並びにブロードバンド放送事業者により組織）においては、「放送番組倫理規定」及び「番組審査基準」並びに「番組審査に関するガイドライン」、「番組宣伝・広告などに関するガイドライン」などを定めて厳正な自主審査を実施し、専門的な部会を設けて倫理規準の維持、向上に努力。 <p>また、成人番組の審査についての基準を示し、「成人番組倫理委員会モザイクサンプル」を作成配布。</p>

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

広告	○各関係団体が、自主規制基準をそれぞれ設けているほか、広告主、新聞、放送、出版、広告業、広告制作の各社が会員となる（公社）日本広告審査機構（JARO）が、青少年問題の観点を含めた広告に対する苦情の処理等を実施。
興行	○全国興行生活衛生同業組合連合会（映画、演劇、演芸の各業種で結成）が、一般向け映画（G）とPG12・R15+・R18+制限付映画の併映禁止、制限付映画の上映の際における組合の定める注意書の掲示及び制限該当者の立ち入りの禁止等を内容とした自主規制遵守事項を制定。 また、各自治体に制定されている「青少年の健全な育成に関する条例」を遵守することを制定。 ○映画産業団体連合会（映画関係団体によって組織）が、制限付映画への制限該当者の観覧及び18歳未満の者の深夜興行館への立ち入りを禁止すること等を内容とした「深夜興行等に関する申合せ」を制定。
カラオケボックス	○（一社）日本カラオケボックス協会連合会が、年齢確認の徹底、青少年の利用時間の制限、未成年者の飲酒・喫煙防止、薬物の乱用防止、外部から室内が見渡せる開口部の取付け等を内容とした自主規制基準の制定や全国各地で管理者等を集め講習会を実施。
インターネット	○（一社）電気通信事業者協会が「インターネット接続サービスの提供にあたっての指針」を公表（ http://www.tca.or.jp ）。 ○（一社）テレコムサービス協会等の業界団体を中心となり、下記ガイドライン及び契約約款モデル条項を改訂し公表。 プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン（ http://www.telesa.or.jp/consortium/provider ） プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン（ http://www.telesa.or.jp/consortium/provider ） インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン（ http://www.telesa.or.jp/consortium/illegal_info ） 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項（ http://www.telesa.or.jp/consortium/illegal_info ） ○（一財）インターネット協会が、公益目的の活動を実施。 ・インターネットにおけるルール＆マナー検定の実施（ http://rm.iajapan.org/ ）。 ・インターネットにおけるルール＆マナー集の公開（ http://www.iajapan.org/rule/ ）。 ・インターネットホットライン連絡協議会（ http://www.iajapan.org/hotline/ ）にて、インターネットに係わる係わるトラブルについての相談窓口を紹介。 ・インターネットを利用する際に、知っておきたい『その時の場面集』（ http://www.iajapan.org/bamen/ ） 主要なインターネットサービスについて、それぞれの利用方法や注意方法、トラブルに遭った際の問い合わせ方法、有害情報を見つけた場合の連絡方法などを公開。さらに、フィルタリング編やスマホ設定編も公開。 ・インターネット利用者より役立つ体験談や提案の手記を募集し、優秀作品を選考し公開（ http://www.iajapan.org/contest/ ）。 ・「フィルタリング連絡協議会」の事務局として各社サービス一覧「フィルタリング知っていますか」を掲載（ http://www.iajapan.org/filtering/ ）。 ○（一社）インターネットコンテンツ審査監視機構〔通称：I-ROI〕は、インターネットの社会的信頼性回復を目的に、青少年のインターネットリテラシーの育成に資する教育活動を多岐に展開。 http://www.i-roi.jp/ ・「デジタルコンテンツアセスサ（DCA）」資格制度を設け、複数の大学で資格を認定。 http://www.dca-qualification.jp/ ・社会教育の指導者向けに、インターネットリテラシーの指導者支援教材を開発し無償で提供。 http://www.dcajr.jp/ ・特定サーバー管理業務を行う担当者向けに参考書を刊行（2016/04 予定） ・DCA 資格制度に対応した、e-Learning によるインターネットリスクリテラシー講座を監修（2016/04 開講予定）。 ・小中学生向けに、インターネットリテラシー育成のワークショップを開催。 ・大学生向けに、インターネットリスクリテラシー育成のワークショップを開催。 ・Web コンテンツの表現の健全性の評価基準を策定し、これに適合する Web サイトの認定と健全性マークを交付。
インターネットカフェ・まんが喫茶	○日本複合カフェ協会（JCCA）が店舗運営ガイドラインを制定。2009年9月改定により、 ①本人確認のため会員制を導入 ②未成年者利用ブース席のパソコンへのフィルタリングソフトの導入 ③16歳未満は午後8時以降、18歳未満は午後10時以降の入店拒否 ④有害指定図書類等の区分陳列等を制定。
携帯電話・PHS	○インターネットの安全・安心な利用環境を整備するため、（一社）電気通信事業者協会等の業界団体を中心となり、フィルタリングサービスの普及に向けた取組及び利用者に対するインターネットの安全な利用方法に関する啓発活動等を推進。 ○携帯電話事業者は、未成年者と契約する場合は親権者の同意を得ているほか、利用者の確認を行い、インターネット環境整備法に基づく契約時等のフィルタリング提供に加えて、スマートフォンに関しては、無線LANやアプリの危険性の注意喚起とそのためのフィルタリングサービスを早期に開発・提供開始し、そのフィルタリングサービスの勧奨や利用支援を各種ツールを使って実施。一方で、コンテンツプロバイダー向けに年齢に応じたコンテンツサービスを提供できるよう年齢情報を提供するプラットフォームの提供を推進。また、生徒、教員、保護者等を対象とした、リテラシー向上のための多様な啓発プログラムを全国で積極的に提供。さらに、家族のルール作りや、フィルタリングの必要性の周知啓発を目的としたポスターを携帯事業者共同で作成。および、動画の配信。また、関係団体との連携も実施。 ○（一社）モバイルコンテンツ審査・運用監視機構が、民間の第三者機関として青少年の利用に配慮したサイトやスマートフォンのアプリにおける運用管理体制の審査・認定及び運用監視業務を実施。認定されたものは携帯電話、スマートフォンのフィルタリングの制限対象外となる。その他、青少年保護と健全育成を目的としたフィルタリングの改善、及びICT（情報通信技術）リテラシーの啓発・教育活動を実施。

（出典）内閣府調べ

2 ネット依存への対応（文部科学省）

近年、スマートフォン等を始めとするインターネット接続機器の普及に伴い、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイト等を通じた被害などが深刻な問題となっている。

このような現状を踏まえ、文部科学省では、青少年を取り巻く有害環境対策の推進として次のような取組を実施している。

- ・有識者等により「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、フィルタリングやインターネット利用の